様式第17（第18条関係）（平２通産令41・全改、平３通産令70・平５通産令75・平７通産令57・平８通産令64・一部改正、平８通産令79・旧様式第10繰下・一部改正、平９通産令88・平10通産令87・平11通産令14・平11通産令132・平12通産令10・平12通産令357・平15経産令72・平16経産令28・平17経産令96・平20経産令69・平28経産令90・令元経産令１・令２経産令92・一部改正）

【書類名】　商標登録料納付書

（【提出日】　令和　　年　　月　　日）

【あて先】　特許庁長官　　殿

【出願番号】

【商品及び役務の区分の数】

【商標登録出願人】

　【氏名又は名称】

【納付者】

　（【識別番号】）

　【住所又は居所】

　【氏名又は名称】

（【納付の表示】）

---

（　　円）

ここに特許印紙をはり付けること

〔備考〕

1　防護標章登録について登録料を納付するときは、「【書類名】」を「防護標章登録料納付書」と、「【商標登録出願人】」を「【防護標章登録出願人】」とする。

2　「【出願番号】」の欄には、「商願○○○○―○○○○○○」のように商標登録出願の番号を記載する。

3　「【納付者】」の「【氏名又は名称】」は、自然人にあっては氏名を記載する。法人にあっては、名称を記載し、「【氏名又は名称】」の次に「【代表者】」の欄を設けてその代表者の氏名を記載する。

4　「（【識別番号】）」は、なるべく記載するものとし、識別番号を記載しないときは、「（【識別番号】）」の欄は設けるには及ばない。

5　「【商標登録出願人】」又は「【納付者】」の欄に記載すべき者が２人以上あるときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。

　【商標登録出願人】

　　【氏名又は名称】

　【商標登録出願人】

　　【氏名又は名称】

【納付者】
（【識別番号】）
【住所又は居所】
【氏名又は名称】
【納付者】
（【識別番号】）
【住所又は居所】
【氏名又は名称】

6　「（【納付の表示】）」の欄は、商標法第41条の２第１項の規定により登録料を分割して納付するときに限り、「分割納付」と記載する。

7　登録査定の謄本の送達後に「名称変更届」、「出願人名義変更届」等を提出したときは「（【納付の表示】）」（備考10に該当する場合にあっては「【持分の割合】」）の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、「令和何年何月何日名称変更届提出」、「令和何年何月何日出願人名義変更届提出」のように記載する。

8　商標法第68条の40第２項の規定による手続補正書を同時に提出するときは「（【納付の表示】）」（備考10に該当する場合にあっては「【持分の割合】」）の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、「商標法第68条の40第２項の規定による手続補正書提出」と記載する（備考７により「【その他】」の欄に名義変更届等を提出した旨を記載したときは、その記載の次に行を改めて記載する。）。

9　特許印紙をはるときは、その上にその額を括弧をして記載する。商標法第40条第６項ただし書又は現金手続省令第１条第３項の規定により、現金により登録料を納付した場合であつて、納付書によるときは、事務規程別紙第４号の12書式の納付済証（特許庁提出用）を別の用紙にはるものとし、納付情報によるときは、「（【納付の表示】）」（備考10に該当する場合にあつては「【持分の割合】」）の欄の次に「【登録料の表示】」及び「【納付番号】」の欄を設けて、「【納付番号】」の欄に納付番号を記載する。

10　第18条第２項の規定により国と国以外の者の共有に係る出願であつて、国以外の者の持分の割合に乗じて得た額を納付するときは、「（【納付の表示】）」の欄の次に「【持分の割合】」の欄を設けて、「〇／〇」のように国以外のすべての者の持分の割合を記載する。

11　その他は、様式第12の備考１から４まで、８から10まで、12、16及び21と同様とする。この場合において、様式第12の備考10中「【更新登録申請人】」とあるのは、「【納付者】」と、「更新登録申請人」とあるのは「納付者」と読み替えるものとする。